

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課長 河村 のり子

主任障害者雇用専門官 渡部 幸一郎

課長補佐 吉田 豊

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5829、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は70万4,610.0人、

対前年差2万7,148.5人増加、対前年比4.0%増加

・実雇用率2.41%、前年同率（※小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇）

○法定雇用率達成企業の割合は46.0%、前年同率

<公的機関> (同2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%)

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

・国：雇用障害者数 1万595.5人（1万428.0人）、
実雇用率 3.04%（3.07%）

・都道府県：雇用障害者数 1万1,375.0人（1万1,030.5人）、
実雇用率 3.03%（3.05%）

・市町村：雇用障害者数 3万9,142.0人（3万7,433.5人）、
実雇用率 2.69%（2.75%）

・教育委員会：雇用障害者数 1万8,550.5人（1万7,719.0人）、
実雇用率 2.31%（2.43%）

<独立行政法人など> (同2.8%)

○雇用障害者数は対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

・雇用障害者数1万4,120.0人（1万3,419.0人）、実雇用率 2.67%（2.85%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は704,610.0人で、前年より27,148.5人増加（対前年比4.0%増）し、22年連続で過去最高を更新した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は373,914.5人（対前年比1.3%増）、知的障害者は162,153.5人（同2.8%増）、精神障害者は168,542.0人（同11.8%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、14年連続で過去最高（※）の2.41%（前年は2.41%）、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（同46.0%）であった。

※実雇用率について、令和6年が2.405…%、令和7年が2.412…%のため、小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇している。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で81,287.5人（前年は78,280.0人）、100～300人未満で127,623.5人（同124,637.0人）、300～500人未満で58,363.0人（同57,178.5人）、500～1,000人未満で76,557.5人（同76,515.5人）、1,000人以上で360,778.5人（同340,850.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で1.94%（前年は1.96%）、100～300人未満で2.18%（同2.19%）、300～500人未満で2.27%（同2.29%）、500～1,000人未満で2.41%（同2.48%）、1,000人以上で2.69%（同2.64%）と、1,000人以上規模の企業以外で前年より低下した（※）。

なお、1,000人以上規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で44.7%（前年は44.3%）、100～300人未満で48.6%（同49.1%）、300～500人未満で40.3%（同41.1%）、500～1,000人未満で44.5%（同44.3%）、1,000人以上で57.5%（同54.7%）となり、100～300人未満、300～500人未満の企業規模で前年より低下（※）した。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.02%)、「電気・ガス・熱供給・水

道業」（2.54%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.54%）、「複合サービス事業」（2.54%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は65,033社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.0%と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は37,262社であり、未達成企業に占める割合は、57.3%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- 令和7年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は631社（前年より17社増）で、雇用されている障害者の数は、53,710.5人（前年は50,290.5人）であった。
- 雇用者のうち、身体障害者は12,920.0人（同12,488.5人）、知的障害者は26,739.5人（同25,553.5人）、精神障害者は14,051.0人（同12,248.5人）であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.8%）

国の機関に在職している障害者の数は10,595.5人で、前年より1.6%、167.5人増加している。実雇用率は3.04%と、前年に比べ0.03ポイント低下（※）した。

国の機関は44機関中44機関が達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.8%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は11,375.0人で、前年より3.1%、344.5人増加している。実雇用率は3.03%と、前年に比べ0.02ポイント低下（※）した。

知事部局は47機関中46機関が達成（現時点において、未達成であった1機関も達成済みとなっている。）、知事部局以外は120機関中102機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は39,142.0人で、前年より4.6%、1,708.5人増加しており、実雇用率は2.69%と、前年に比べ0.06ポイント低下（※）した。

2,470機関中1,716機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は18,550.5人で、前年より4.7%、831.5人増加している。実雇用率は2.31%（都道府県教育委員会は2.31%、市町村教育委員会は2.30%）と、前年に比べ0.12ポイント低下（※）した。

都道府県教育委員会は47機関中14機関が達成、市町村教育委員会は47機関中26機関が達成。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は14,120.0人で、前年より5.2%、701.0人増加している。実雇用率は2.67%と、前年に比べ0.18ポイント低下（※）した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は94法人中72法人が達成、国立大学法人等は85法人中49法人が達成、地方独立行政法人等は198法人中128法人が達成。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

総括表
令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	29,210,526.0 人 (28,162,399.0 人)	704,610.0 人 [601,264 人] (677,461.5 人)	2.41 % (2.41 %)	55,434 / 120,467 (53,875 / 117,239)	46.0 % (46.0 %)

※[]内は実人数。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	348,781.0 人 (339,750.0 人)	10,595.5 人 [9,001 人] (10,428.0 人)	3.04 % (3.07 %)	44 / 44 (43 / 44)	100.0 % (97.7 %)
行政機関	319,331.5 人 (310,275.5 人)	9,691.5 人 [8,295 人] (9,561.5 人)	3.03 % (3.08 %)	38 / 38 (37 / 38)	100.0 % (97.4 %)
立法機関	3,983.0 人 (3,995.5 人)	120.0 人 [100 人] (118.0 人)	3.01 % (2.95 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	25,466.5 人 (25,479.0 人)	784.0 人 [606 人] (748.5 人)	3.08 % (2.94 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

※司法機関については、最高裁判所からの高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所分を一括した通報によるもの。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	375,748.0 人 (361,319.0 人)	11,375.0 人 [9,083 人] (11,030.5 人)	3.03 % (3.05 %)	148 / 167 (150 / 168)	88.6 % (89.3 %)
都道府県知事部局	288,266.5 人 (280,855.5 人)	8,853.0 人 [6,978 人] (8,597.0 人)	3.07 % (3.06 %)	46 / 47 (45 / 47)	97.9 % (95.7 %)
その他の都道府県機関	87,481.5 人 (80,463.5 人)	2,522.0 人 [2,105 人] (2,433.5 人)	2.88 % (3.02 %)	102 / 120 (105 / 121)	85.0 % (86.8 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2. 8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,456,454.5 人 (1,363,140.5 人)	39,142.0 人 [31,337 人] (37,433.5 人)	2.69 % (2.75 %)	1,716 / 2,470 (1,769 / 2,488)	69.5 % (71.1 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの190機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2. 7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	803,974.0 人 (728,083.5 人)	18,550.5 人 [14,847 人] (17,719.0 人)	2.31 % (2.43 %)	40 / 94 (50 / 93)	42.6 % (53.8 %)
都道府県教育委員会	706,254.0 人 (640,332.5 人)	16,304.5 人 [12,976 人] (15,547.5 人)	2.31 % (2.43 %)	14 / 47 (22 / 47)	29.8 % (46.8 %)
市町村教育委員会	97,720.0 人 (87,751.0 人)	2,246.0 人 [1,871 人] (2,171.5 人)	2.30 % (2.47 %)	26 / 47 (28 / 46)	55.3 % (60.9 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2. 8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	528,687.5 人 (471,294.0 人)	14,120.0 人 [11,368 人] (13,419.0 人)	2.67 % (2.85 %)	249 / 377 (285 / 373)	66.0 % (76.4 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	236,519.5 人 (219,303.5 人)	6,640.5 人 [5,402 人] (6,501.0 人)	2.81 % (2.96 %)	72 / 94 (80 / 94)	76.6 % (85.1 %)
国立大学法人等	173,554.0 人 (150,869.0 人)	4,616.5 人 [3,595 人] (4,266.5 人)	2.66 % (2.83 %)	49 / 85 (65 / 86)	57.6 % (75.6 %)
地方独立行政法人等	118,614.0 人 (101,121.5 人)	2,863.0 人 [2,371 人] (2,651.5 人)	2.41 % (2.62 %)	128 / 198 (140 / 193)	64.6 % (72.5 %)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった機関のうちの12機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの32機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

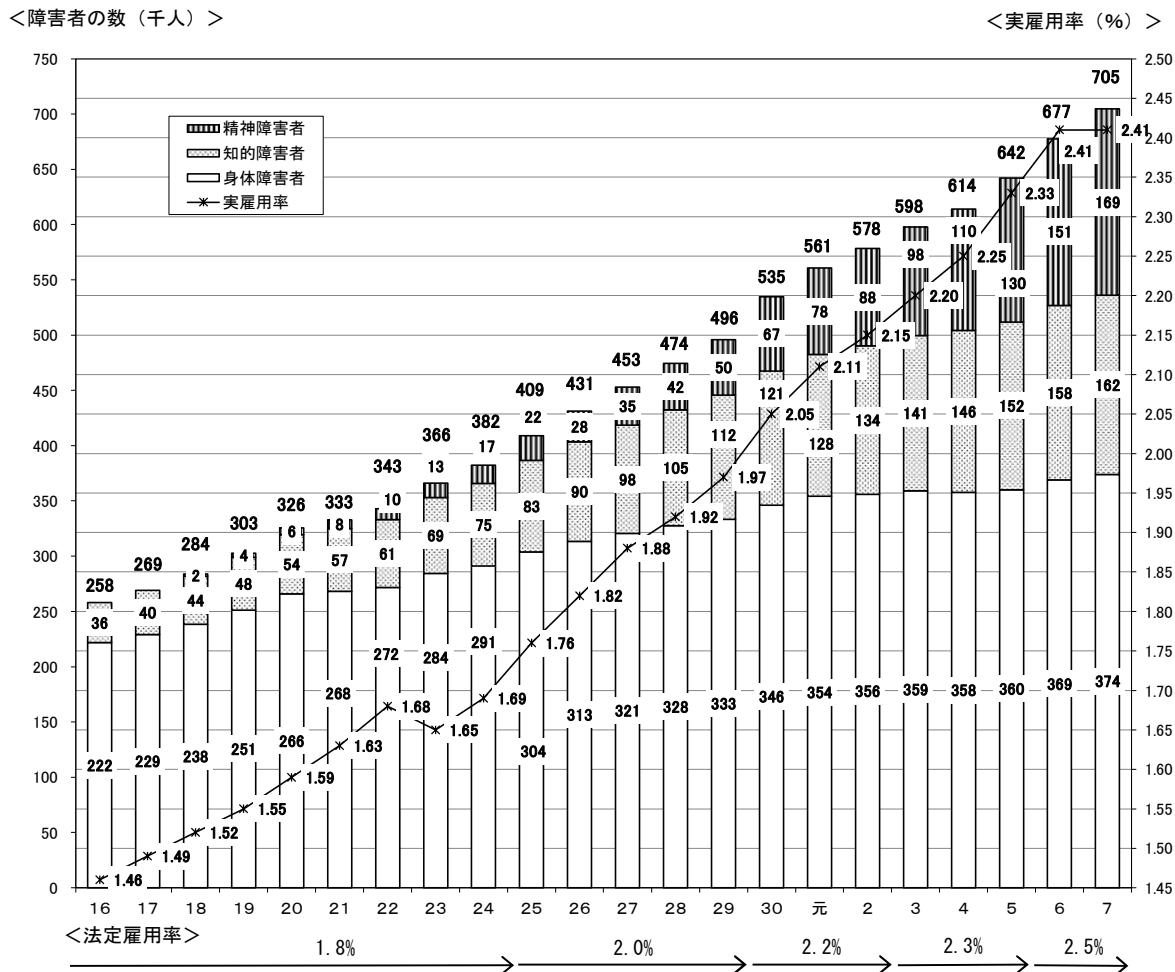
6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1: 雇用義務のある企業 (平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模) についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年～令和5年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

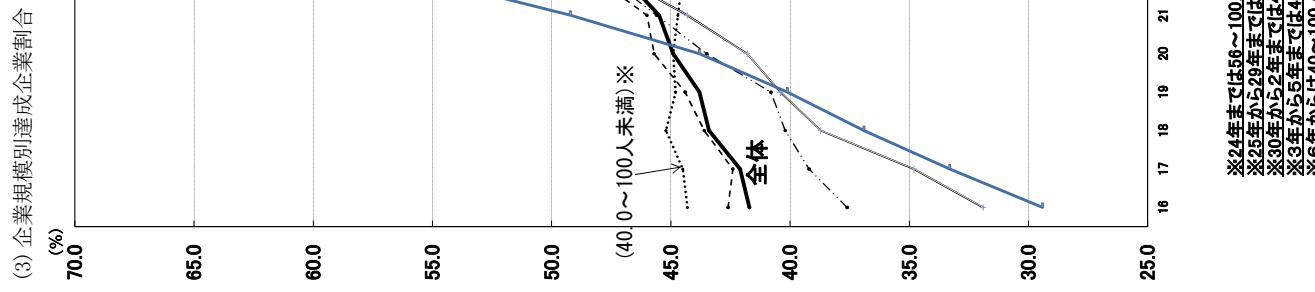
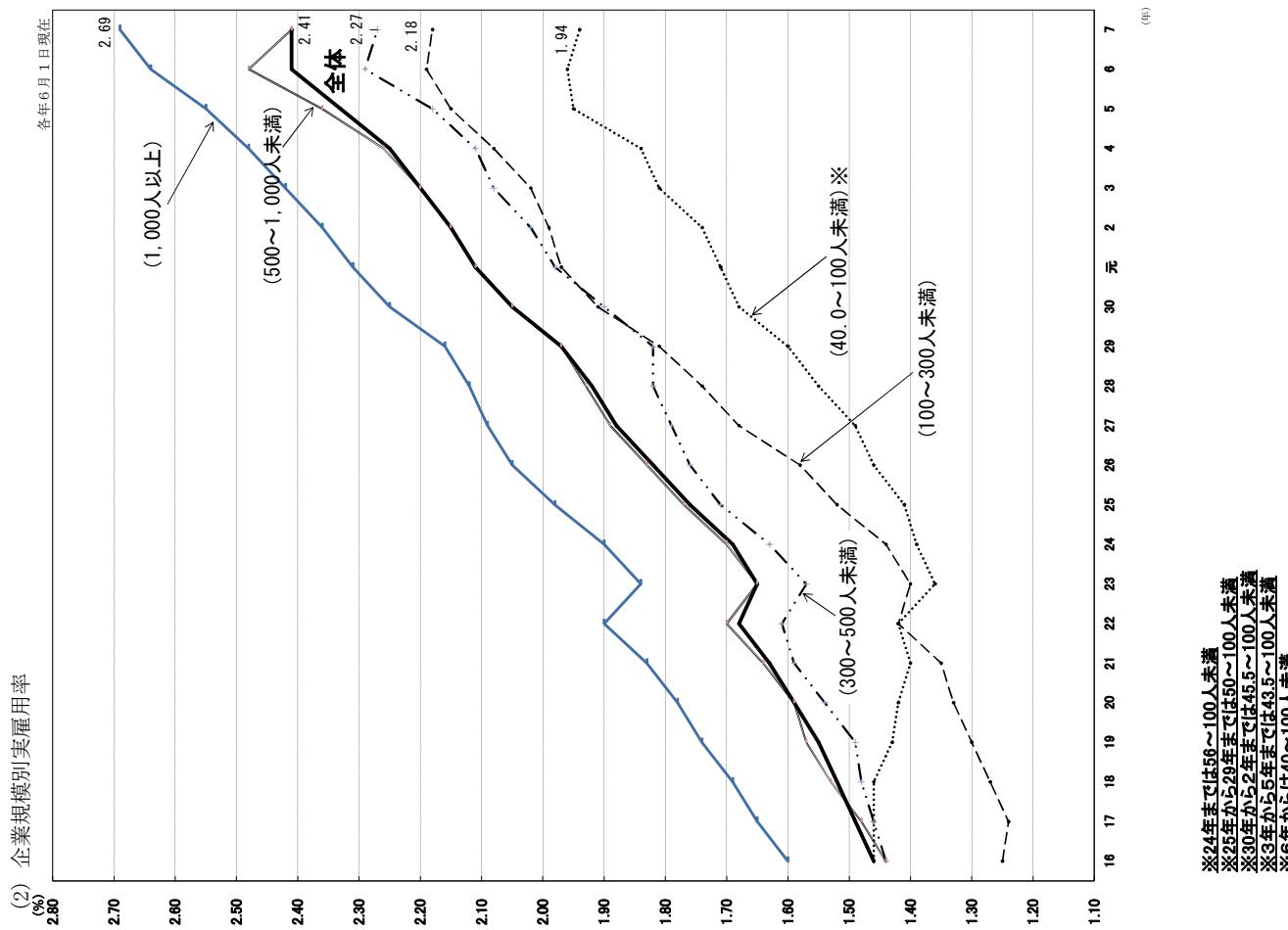
① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

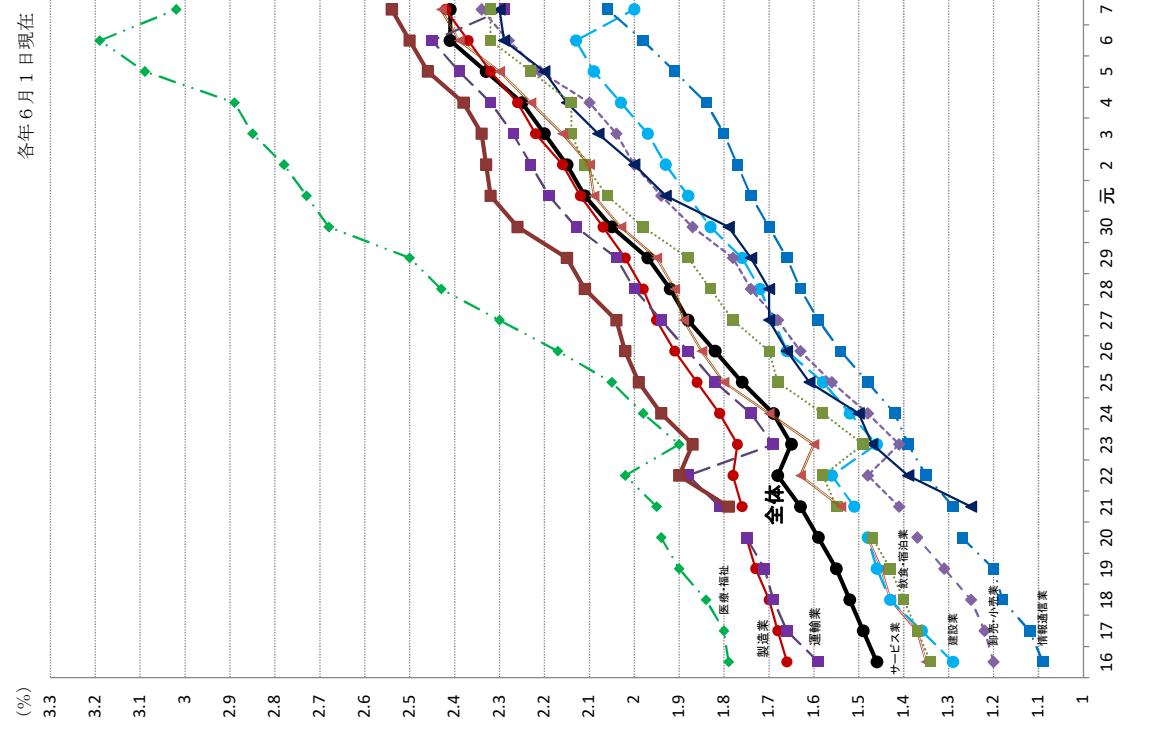
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (0.5カウント)、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者 (0.5カウント)

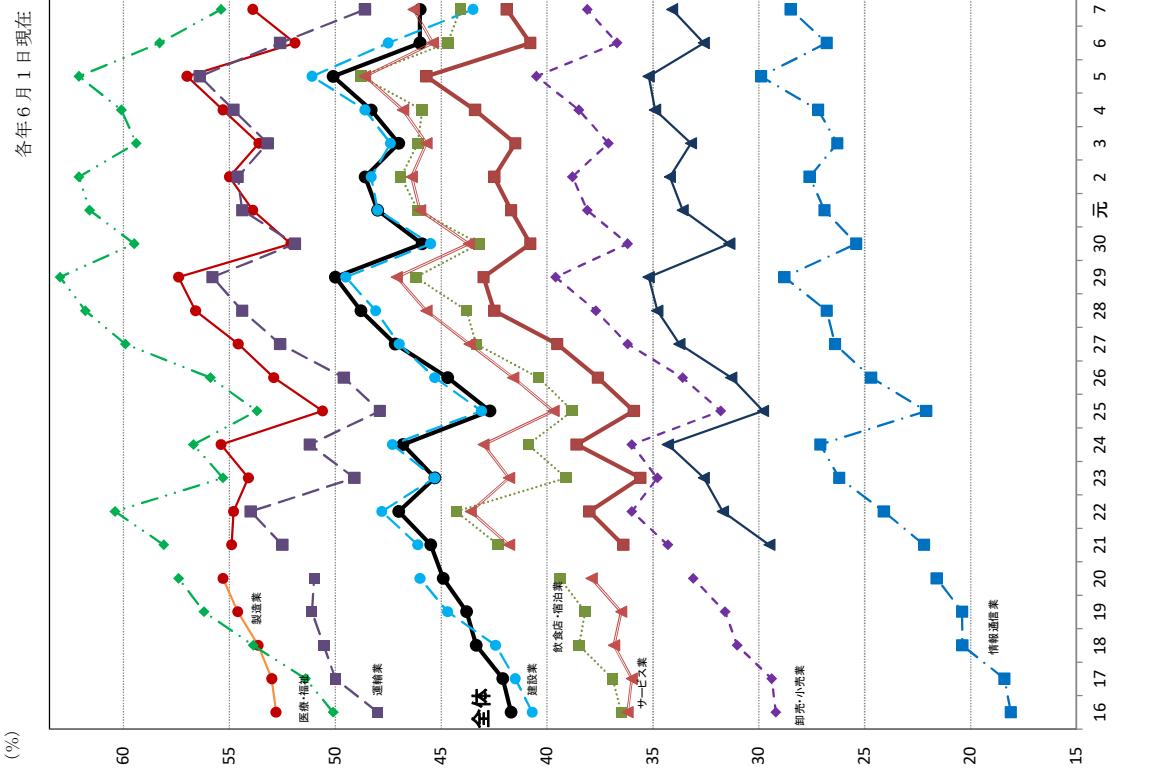
注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。



(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注 1 グラフ作成上、企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、物品販賣業、教育、学習支援業、電気・ガス・熱供給水道業、金融業、保険業、不動産業、物品販賣業、複合サービス業は除いている。

2 平成21より産業分類が変更になっている。

(年)

(年)

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | 一般の民間企業 2. 5 % |
| | | (40.0人以上規模の企業) |
| | | 特殊法人等 2. 8 % |
| | | [労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 8 % |
| | | (36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 7 % |
| | | (37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20%の 場合	$\text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \hat{=} 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)}$ $\text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人}$ $\text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \hat{=} 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}$
除外率 10%の 場合	$\text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \hat{=} 506 \text{ 人 (端数切り捨て)}$ $\text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人}$ $\text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \hat{=} 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

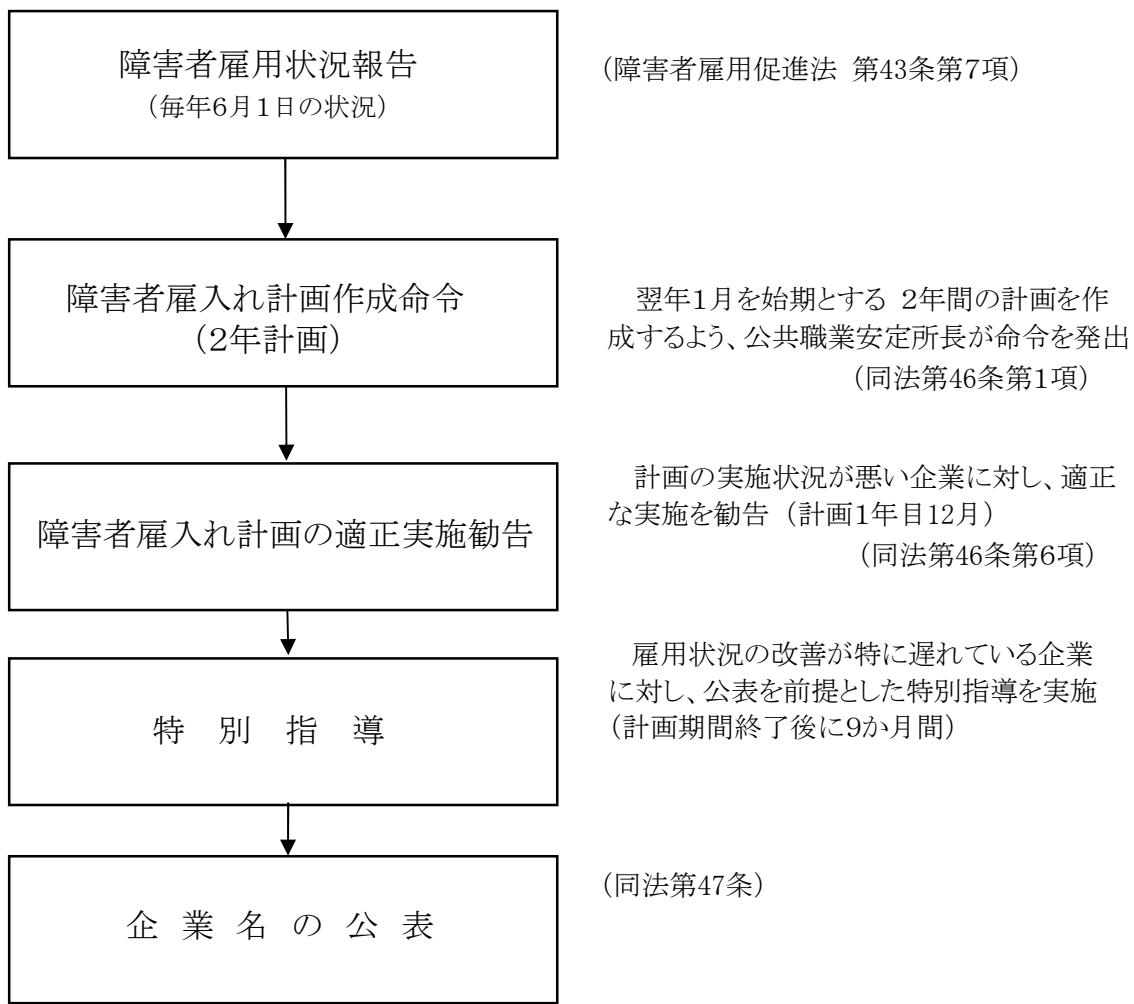
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社
 - *「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社
 - *「特別指導」の実施 37社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 338社(令和6年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社（再公表）、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社（うち1社は再公表）、平成22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 平成23年度 3社（うち1社は再公表）、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社（うち3社は再公表）、令和5年度 1社（再公表）、
 - 令和6年度 0社

表細詳

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算出基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $F \div E \times 100$ (G.うち新規雇用者(注4))	⑤ 法定雇用率 $F \div E \times 100$ (注2)	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 (注5)
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)			
民間企業	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,339.0)	131,865 (130,335)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,441)	18,227 (13,995)	704,610.0 (677,461.5)
							75,079.5 (71,875.5)	2.41 (2.41)
								55,434 (53,875)
								46.0 (46.0)

〔1(1)①素の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
注2 ④欄の法定雇用障害者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)を控除した数である。
注3 ④欄の「障害者の数」は、原則として障害者手帳の領有者とする。
注4 ④欄の「障害者の数」は、原則として障害者手帳の領有者とする。

法令上、②③d欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の「重度身体障害者及び精神障害者」については、1人を1カウントとしている。

A、C欄は1週間の所定労働時間が33時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

い入れられた筆者数々ある。

()内は令和6年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

※ 前方融資支援A型事業所に該当するものとして報告された1,447事業所について集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数、障害者者数の算出においては、上記1.(1)、(2)と同様のカウントにて算出している。)

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 雇用障害者数 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			△重度身体障害者 及び重度知的障害 者(注3)	△重度身体障害者 及び重度知的障害 者(注3)	C. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 者(注3)			
規模計	120,467	29,210,526.0	131,865	56,620	355,741	38,811	18,227	704,610.0
40.0~ 100人未満	67,885	4,193,772.0	12,479	13,189	37,766	8,888	1,861	81,287.5
100~ 300人未満	37,052	5,842,804.5	22,060	12,944	64,213	8,931	3,762	127,623.5
300~ 500人未満	7,083	2,571,111.5	10,808	4,460	29,768	3,346	1,692	58,363.0
500~ 1000人未満	4,843	3,181,265.0	10,828	4,227	(28,988)	(3,393)	(1,222)	(57,178.5)
1,000人以上	3,604	13,421,573.0	71,902	20,901	184,437	14,275	8,998	360,778.5
	(3,568)	(12,898,262.0)	(70,467)	(17,042)	(172,555)	(13,490)	(7,149)	(340,850.5)
								(32,027.0)
								(2,64)
								(1,982)
								(54.7)

注 1(1)②の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数			④ 精神障害者の数 (注4)	⑤ 精神障害者 法定雇用率 達成企業の 割合	
		a. 重度身体 障害者(注4)	b. 重度身体 障害者である 時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)			
規模計	704,610.0	108,818	13,332	131,727	16,201	6,238	373,914.5
40.0~ 100人未満	81,287.5	10,495	2,510	17,394	3,432	715	42,347.5
100~ 300人未満	127,623.5	18,760	3,345	26,847	3,997	1,366	70,363.5
300~ 500人未満	58,363.0	9,182	1,220	11,357	1,453	606	31,970.5
500~ 1,000人未満	76,597.5	12,390	1,341	14,335	1,572	644	41,564.0
1,000人以上	360,778.5	98,051	4,946	61,794	5,747	2,907	187,169.0
	(340,850.5)	(56,978)	(4,393)	(61,306)	(5,710)	(2,422)	(183,721.0)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

概况 ①

区分	企業数	②法定雇用者数の算定		③雇用者の数		④雇用率		⑤法定雇用率		⑥法定雇用率	
		法定雇用者数(注1)	法定雇用者数(注2)	C. 重複・複数の障害者及び重度知的障害者	D. 重複・複数の障害者及び重度知的障害者	F. 計	G. うち新規雇用分(注4)	H. 法定雇用率F÷2×100	I. 法定雇用率G÷A×0.5	J. 法定雇用率G÷B×0.5	K. 法定雇用率G÷C×0.5
施設計	120,467	29,210,526.0	131,865	人	人	人	人	人	人	人	人
	(117,259)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(396,404)	(39,558)	(13,965)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2,41)	(55,334)
企業	120,467	29,210,526.0	131,865	人	人	人	人	人	人	人	人
	(117,259)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(396,404)	(39,558)	(13,965)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2,41)	(55,334)
農、林、漁業	528	47,833.0	153	49	640	62	22	1,037.0	89.5	2.17	256
	(488)	(46,319.0)	(185)	(56)	(624)	(63)	(15)	(1,089.0)	(91.5)	(2.35)	(257)
鉱業、採石業	91	12,315.0	66	5	129	5	0	268.5	19.0	2.18	45
	(75)	(10,645.5)	(55)	(5)	(125)	(3)	(1)	(242.0)	(18.0)	(2.27)	(40)
建設業	6,516	1,033,106.0	5,061	626	9,703	273	130	20,632.5	1,834.5	2.00	2,837
	(5,579)	(891,418.5)	(4,720)	(549)	(8,812)	(241)	(98)	(18,970.5)	(1,495.0)	(2.13)	(2,652)
製造業	27,118	7,100,555.5	37,799	4,176	90,237	2,922	941	171,942.5	13,143.0	2.42	14,612
	(27,328)	(7,120,821.5)	(38,037)	(3,989)	(86,794)	(2,948)	(716)	(168,789.0)	(12,526.5)	(2.37)	(14,833)
電気・ガス・熱供給・水道業	279	209,614.5	1,321	63	2,599	21	11	5,320.0	266.0	2.54	124
	(284)	(209,207.5)	(1,281)	(67)	(2,521)	(16)	(9)	(5,162.5)	(318.5)	(2.47)	(118)
情報通信業	7,126	1,833,626.0	8,493	1,311	19,368	269	251	38,325.0	4,422.5	2.06	2,028
	(7,063)	(1,839,544.5)	(8,430)	(1,065)	(18,228)	(282)	(200)	(36,394.0)	(4,569.0)	(1.98)	(1,893)
運輸業、郵便業	9,012	1,836,817.5	8,156	1,949	22,618	1,616	743	42,058.5	3,742.0	2.29	4,382
	(8,164)	(1,616,259.0)	(7,812)	(1,847)	(20,389)	(1,615)	(625)	(39,580.0)	(3,314.0)	(2.45)	(2,294)
卸売業、小売業	17,770	4,413,986.0	16,621	9,157	54,430	7,315	5,256	103,114.5	10,591.5	2.34	6,777
	(17,718)	(4,408,787.5)	(16,463)	(9,252)	(52,367)	(7,883)	(4,208)	(100,590.5)	(10,116.0)	(2.28)	(6,500)
金融業、保険業	1,505	1,105,703.0	6,120	653	13,702	297	184	26,835.5	2,509.5	2.43	591
	(1,493)	(1,106,385.0)	(6,173)	(591)	(12,963)	(292)	(135)	(26,113.5)	(2,361.0)	(2.36)	(516)
不動産業、	2,361	566,993.5	2,243	757	6,155	525	303	11,812.0	1,432.5	2.08	802
	(2,318)	(523,376.5)	(2,048)	(658)	(5,344)	(471)	(209)	(10,438.0)	(1,302.5)	(1.99)	(730)
物品販賣業	3,645	1,535,057.0	6,580	2,184	18,596	1,569	1,041	35,245.0	3,928.0	2.30	1,563
	(4,389)	(1,438,895.0)	(6,392)	(2,026)	(16,943)	(1,585)	(762)	(32,926.5)	(3,599.5)	(2.29)	(1,432)
宿泊業・飲食業	3,645	856,391.5	2,829	2,627	9,574	2,684	1,478	19,940.0	2,593.5	2.32	1,608
	(3,545)	(825,715.0)	(2,820)	(2,428)	(9,200)	(2,689)	(1,064)	(19,144.5)	(2,568.5)	(2.32)	(1,585)
学術研究・専門技術サービス業	3,244	514,134.0	2,162	1,399	6,527	1,072	579	13,075.5	1,465.0	2.54	1,360
	(3,224)	(503,823.0)	(2,162)	(1,287)	(6,238)	(1,076)	(402)	(12,588.0)	(1,239.5)	(2.50)	(1,315)
生活関連サービス業、娯楽業	2,656	571,126.0	2,269	855	4,856	385	214	10,548.5	1,392.0	1.85	846
	(2,556)	(535,617.5)	(2,231)	(780)	(4,593)	(380)	(149)	(10,099.5)	(1,241.0)	(1.89)	(849)
医療・福祉	20,839	3,549,963.0	14,466	23,556	45,260	14,659	4,059	107,127.0	16,010.5	3.02	11,537
	(19,950)	(3,236,935.5)	(14,244)	(23,110)	(42,666)	(15,024)	(3,127)	(103,339.5)	(15,734.5)	(3.19)	(11,624)
総合サービス業	872	284,743.5	1,347	933	3,291	467	183	7,243.0	899.5	2.54	368
	(890)	(287,957.5)	(1,367)	(693)	(3,303)	(397)	(120)	(6,988.5)	(579.0)	(2.43)	(362)
サービス業	12,315	3,706,571.0	16,169	6,520	47,456	4,670	2,832	90,065.0	10,821.0	2.43	5,696
	(12,175)	(3,560,681.0)	(15,665)	(6,008)	(44,294)	(4,593)	(2,165)	(85,006.0)	(10,801.5)	(2.39)	(5,525)

注 1(1)①の事と同様

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数					③ 精神障害者の数					④ 精神障害者の数								
		a. 重複ダブル障害者 (注4)	b. 重複 (注4)	c. 重複以外の 身体障害者 (注4)	d. 重複以外の 身体障害者 者で、身体障害者 者と並んで障害 者(注4)	e. 重複以外の 身体障害者 者で、身体障害者 者と並んで障害 者(注4)	f. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	g. うち新規用分 (注5)	h. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	i. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	j. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	k. うち新規用分 (注5)	l. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	m. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)	n. 重複以外の 精神障害者 者で、精神障害者 者と並んで障害 者(注4)					
産業計	704,610,0 (677,461,5)	108,818 (107,220)	1,332 (1,340)	131,727 (130,667)	16,201 (16,563)	6,238 (5,011)	373,914,5 (365,949,0)	27,095,0 (26,899,0)	23,047 (22,915)	4,495 (4,469)	99,821 (95,510)	22,610 (22,965)	1,017 (1,008)	162,153,5 (157,795,5)	14,754,0 (14,456,0)	124,193 (109,827)	38,863 (36,902)	10,972 (7,976)	168,542,0 (150,717,0)	33,300,5 (30,530,5)
農、林、漁業	1,337,0 (1,089,0)	94 (114)	8 (16)	241 (251)	27 (30)	8 (514)	454,5 (414,9)	59 (514)	51 (51)	241 (204)	11 (11)	241 (239)	5 (2)	390,0 (407,5)	5 (2)	158 (134)	30 (31)	9 (5)	192,5 (167,5)	
製造業	268,5 (242,0)	64 (53)	2 (2)	99 (96)	5 (3)	0 (0)	231,5 (204,5)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	5,0 (6,5)	29 (28)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	22,0 (31,0)	
建設業	20,652,5 (18,970,5)	4,808 (4,491)	295 (212)	5,384 (5,191)	209 (179)	56 (49)	15,367,5 (14,399,0)	253 (229)	22 (26)	958 (819)	64 (62)	3 (3)	1,519,5 (1,335,5)	3 (3)	3,361 (2,862)	369 (311)	71 (46)	3,765,5 (3,336,0)		
製造業	171,942,5 (168,789,0)	30,717 (31,051)	1,287 (1,271)	34,548 (35,052)	3,228 (1,412)	332 (268)	98,099,0 (93,265,0)	7,082 (7,036)	449 (471)	29,323 (28,227)	1,594 (1,536)	100 (83)	44,783,0 (43,579,5)	26,366 (23,515)	2,440 (2,247)	509 (365)	29,060,5 (25,944,5)			
電気・ガス・熱供給・水道業	5,320,0 (5,162,5)	1,186 (1,164)	21 (30)	1,498 (1,520)	19 (14)	5 (4)	3,903,0 (3,887,0)	135 (117)	3 (3)	392 (367)	2 (2)	1 (0)	666,5 (605,0)	2 (2)	709 (634)	39 (34)	5 (5)	750,5 (670,5)		
情報通信業	38,325,0 (36,394,0)	7,876 (7,704)	323 (305)	7,118 (7,010)	214 (221)	53 (63)	23,326,5 (22,865,0)	607 (726)	20 (9)	1,511 (1,387)	55 (61)	2 (0)	2,773,5 (2,878,5)	2 (0)	11,339 (9,831)	788 (751)	196 (137)	12,225,0 (10,650,5)		
運輸業・郵便業	42,058,5 (39,580,0)	7,122 (6,812)	665 (623)	10,874 (10,440)	884 (879)	263 (879)	26,356,5 (25,435,5)	1,034 (1,000)	179 (164)	5,927 (5,515)	732 (736)	40 (41)	8,560,0 (8,067,5)	40 (41)	5,817 (5,034)	1,105 (1,040)	440 (350)	7,142,0 (6,268,0)		
卸売業・小売業	103,114,5 (100,590,5)	12,892 (12,880)	2,068 (2,171)	16,222 (16,459)	2,778 (3,012)	1,557 (1,194)	46,441,5 (46,193,0)	3,639 (3,583)	672 (717)	20,867 (20,334)	4,537 (4,871)	246 (287)	31,208,5 (30,796,0)	17,341 (15,387)	3,397 (3,364)	6,397 (2,227)	3,453 (2,327)	25,464,5 (23,601,5)		
金融業・保険業	26,835,5 (26,113,5)	5,710 (5,773)	262 (274)	6,551 (6,747)	255 (249)	13 (94)	18,417,0 (18,738,5)	410 (400)	15 (14)	1,527 (1,384)	42 (43)	1 (1)	2,383,5 (2,220,0)	1 (1)	5,624 (4,832)	376 (363)	70 (40)	6,035,0 (5,165,0)		
不動産業・物品販賣業	11,812,0 (10,438,0)	1,966 (1,814)	246 (215)	2,446 (2,307)	338 (289)	126 (110)	6,856,0 (6,349,5)	277 (234)	40 (31)	1,275 (996)	187 (182)	6 (6)	1,965,5 (1,589,0)	6 (6)	2,434 (2,041)	471 (412)	171 (93)	2,990,5 (2,499,5)		
学術研究・専門・技術サービス業	35,245,0 (32,926,5)	5,342 (5,156)	574 (512)	6,000 (5,809)	619 (625)	296 (258)	17,115,5 (17,074,5)	1,228 (1,236)	125 (121)	4,734 (4,451)	950 (960)	37 (25)	7,828,5 (7,536,5)	37 (25)	7,862 (6,683)	1,485 (1,383)	708 (479)	9,701,0 (8,315,5)		
宿泊業・飲食サービス業	19,940,0 (19,144,5)	1,833 (1,809)	246 (215)	2,433 (2,402)	829 (879)	468 (340)	7,369,5 (7,209,5)	996 (1,011)	468 (419)	4,546 (4,430)	1,855 (1,810)	124 (127)	7,995,5 (7,839,5)	2,595 (2,368)	1,537 (1,429)	886 (837)	4,575,0 (4,095,5)			
生活関連サービス業・娯楽業	13,075,5 (12,388,0)	1,326 (1,313)	365 (350)	1,870 (1,791)	473 (478)	296 (134)	5,213,0 (5,075,0)	836 (819)	153 (155)	2,984 (2,964)	599 (598)	42 (36)	5,029,5 (5,074,0)	42 (36)	1,773 (1,543)	881 (762)	358 (232)	2,833,0 (2,441,0)		
教育・学習支援業	107,127,0 (103,339,5)	11,642 (11,484)	4,070 (4,031)	16,520 (16,274)	4,792 (4,846)	1,435 (1,167)	47,387,5 (46,279,5)	2,644 (2,750)	1,783 (1,871)	13,398 (12,837)	9,867 (8,588)	276 (260)	25,550,5 (25,447,0)	25,544,0 (25,447,0)	15,342 (13,555)	17,673 (17,288)	2,348 (2,141,0)	34,168,0 (31,515,0)		
複合サービス事業	7,243,0 (6,388,5)	1,087 (1,065)	1,980 (1,566)	1,502 (1,541)	188 (171)	185 (44)	6,439,5 (4,014,5)	267 (259)	84 (57)	257 (251)	32 (31)	759 (702)	118 (121)	5 (7)	1,366,5 (1,298,0)	2,079 (1,861)	601 (515)	125 (85)	2,742,5 (2,418,5)	
医療・福祉	90,065,0 (85,096,0)	12,651 (12,517)	2,154 (2,058)	16,403 (16,048)	2,979 (3,047)	1,194 (987)	46,346,5 (45,157,0)	3,318 (3,348)	384 (336)	10,637 (10,687)	1,691 (1,546)	109 (106)	18,557,0 (17,545,0)	20,416 (18,179)	3,982 (3,584)	1,529 (1,462)	1,529 (1,462)	25,162,5 (22,004,0)		

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数			④ 新規雇用 率 F ÷ ② × 100 (注4)	⑤ 法定雇用率 F ÷ ② × 100 法定雇用率 成企業の数 割合 (注5)	⑥ 法定雇用率 達成企業の数 割合 (注6)
			A. 重度身体障 害者及び精神 障害者	B. 重度身体障 害者、重度知的障 害者及び精神 障害者	C. 重度以外の 身体障害者、知 能障害者及び精 神障害者			
製造業計	27,118	7,100,555.5	37,799	4,176	90,237	2,922	941	171,942.5
	(27,338)	(7,120,821.5)	(3,989)	(3,867)	(86,794)	(2,948)	(716)	(168,789.0)
食料品・たばこ	4,320	903,883.5	3,792	1,116	14,141	1,212	421	23,657.5
	(4,344)	(914,210.5)	(3,869)	(1,072)	(14,096)	(1,224)	(296)	(23,666.0)
紙・パルプ・紙・印刷	1,004	134,916.5	635	146	1,962	127	29	3,456.0
	(1,021)	(136,982.0)	(656)	(143)	(1,879)	(126)	(26)	(3,410.0)
木村・家具	602	80,454.0	357	48	1,128	25	14	1,909.5
	(604)	(82,040.5)	(364)	(41)	(1,160)	(24)	(9)	(1,945.5)
化粧・紙・印刷	2,019	342,477.0	1,618	232	4,290	120	48	7,842.0
	(2,049)	(348,322.5)	(1,658)	(228)	(4,128)	(128)	(46)	(7,759.0)
化学生産	2,885	865,760.0	4,801	489	10,649	244	73	20,898.5
	(2,897)	(873,355.5)	(4,863)	(430)	(10,287)	(239)	(59)	(20,592.0)
窯業・土石	788	157,899.5	786	67	1,878	46	19	3,549.5
	(807)	(159,011.0)	(795)	(86)	(1,764)	(52)	(12)	(3,472.0)
鉄鋼	601	180,375.5	920	71	2,211	43	15	4,151.0
	(573)	(172,014.0)	(949)	(66)	(2,142)	(46)	(6)	(4,132.0)
非鉄金属	488	148,518.0	799	72	1,846	32	16	3,540.0
	(504)	(142,328.5)	(775)	(57)	(1,737)	(30)	(8)	(3,363.0)
金属製品	3,082	396,512.5	1,743	236	4,967	142	53	8,786.5
	(3,084)	(394,105.0)	(1,717)	(235)	(4,741)	(137)	(38)	(8,497.5)
電気機械	2,723	1,105,924.0	6,899	457	12,944	290	64	27,376.0
	(2,738)	(1,131,548.0)	(7,140)	(438)	(12,584)	(250)	(59)	(27,456.5)
その他機械	6,038	2,080,258.0	11,844	783	25,272	380	119	49,992.5
	(6,069)	(2,054,776.5)	(11,677)	(741)	(23,628)	(397)	(97)	(47,970.0)
その他	2,568	703,577.0	3,605	459	8,949	261	70	16,783.5
	(2,638)	(712,127.5)	(3,624)	(452)	(8,648)	(295)	(60)	(16,525.5)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況 (障害種別)

区分	①障害者の数 (注1)	②身体障害者の数		③知的障害者の数		④精神障害者の数	
		a.重度身体障害者 (注4)	b.重度以外の身体障害者 (注4)	c.重度以外の身体障害者 (注4)	d.重度以外の知的障害者 (注4)	e.重度以外の精神障害者 (注4)	f.計 c+d+e×0.5 (注4)
製造業計	171,942.5 (168,789.0)	30,717 (31,051)	1,287 (1,271)	34,548 (35,052)	1,328 (1,412)	98,099.0 (99,265.0)	449 (7,036)
食料品、たばこ	23,657.5 (23,666.0)	2,581 (2,591)	281 (282)	3,873 (3,991)	432 (467)	141 (109)	9,602.5 (9,743.0)
織維工業	3,456.0 (3,410.0)	511 (525)	41 (46)	773 (785)	66 (7)	11 (7)	1,874.5 (1,922.5)
木材・家具	1,909.5 (1,945.5)	314 (319)	13 (16)	487 (518)	17 (7)	10 (7)	1,141.5 (1,184.0)
ベルト・紙・印刷	7,842.0 (7,759.0)	1,368 (1,407)	54 (56)	1,736 (1,817)	54 (65)	20 (15)	4,563.0 (4,727.0)
化学工業	20,898.5 (20,592.0)	3,656 (3,699)	156 (144)	4,169 (4,267)	141 (132)	19 (24)	11,717.0 (11,887.0)
煉業・土石	3,549.5 (3,472.0)	667 (675)	25 (26)	829 (830)	15 (16)	10 (9)	2,200.5 (2,218.5)
鉄鋼	4,151.0 (4,132.0)	770 (801)	35 (28)	1,082 (1,119)	33 (33)	10 (5)	2,678.5 (2,768.0)
非鉄金属	3,540.0 (3,363.0)	606 (588)	32 (19)	720 (716)	18 (20)	8 (4)	1,977.0 (1,923.0)
金属製品	8,786.5 (8,497.5)	1,428 (1,388)	80 (76)	1,954 (1,942)	20 (15)	4,931.5 (4,838.5)	315 (329)
電気機械	27,376.0 (27,456.5)	5,863 (6,154)	179 (173)	5,426 (5,683)	167 (154)	21 (23)	17,425.0 (18,252.5)
その他機械	49,992.5 (47,970.0)	10,020 (9,910)	259 (277)	10,061 (9,874)	42 (31)	30,486.5 (30,101.5)	1,036 (1,767)
その他	16,783.5 (16,525.5)	2,983 (2,994)	132 (128)	3,438 (3,510)	111 (128)	20 (19)	9,501.5 (9,699.5)

注 1 (1)(2)の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)
		対前年増減	対前年増減	
昭和 52 年	128,429	1.09	△ 1.936	52.8
53	126,493	1.11	0.02	52.1 △ 0.7
54	128,493	1.12	0.01	52.0 △ 0.1
55	135,228	1.13	0.01	51.6 △ 0.4
56	144,713	1.18	0.05	53.4 1.8
57	152,603	1.22	0.04	53.8 0.4
58	155,515	1.23	0.01	53.5 △ 0.3
59	159,909	1.25	0.02	53.6 0.1
60	168,276	1.26	0.01	53.5 △ 0.1
61	170,247	1.26	0.00	53.8 0.3
62	171,880	1.25	△ 0.01	53.0 △ 0.8
63	187,115	1.23	0.06	51.5 △ 1.5
平成 元 年	(195,276) (177,708) (5,828) (1.25) (0.00)	8,161	1.32	0.01 51.6 0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00 52.2 0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00 51.8 △ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04 51.9 0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05 51.4 △ 0.5
	(237,621) (7,994) (1.39) (0.03)	4,363	1.44	0.03 50.4 △ 1.0
6	245,348	3,119	1.49	0.01 44.7 △ 5.4
7	247,077	1,729	1.45	0.01 50.6 0.2
8	247,982	905	1.47	0.02 50.5 △ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00 50.2 △ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01 50.1 △ 0.1
11	254,562	(1,523) (1.48) (0.00)	1,49	0.01 44.7 △ 5.4
	(249,320) (249,320) (1,726) (1.49) (0.00)	10,816	1.46	△ 0.02 41.7 △ 0.8
12	252,836	34	1.49	0.00 44.3 △ 0.4
13	252,870	11,127	1.49	0.03 42.1 0.4
14	246,284	△ 6,586	1.49	0.00 43.7 △ 0.6
15	247,093	809	1.48	△ 0.02 42.5 1.3
16	251,339	10,887	1.59	0.04 43.4 △ 1.2
17	269,066	11,127	1.49	0.03 42.5 △ 1.2
18	283,750,5	14,684,5	1.52	0.03 42.5 0.0
	(281,833) (12,767) (1.51) (0.02)	18,965,5	1.55	0.03 42.5 △ 0.0
19	302,716,0	22,887	1.59	0.04 41.7 △ 0.8
20	325,603	7,208,5	1.63	0.04 44.3 △ 0.4
21	332,811,5	10,162,0	1.68	0.05 45.5 0.6
22	342,973,5	23,225,5	1.65	△ 0.03 47.0 1.5
23	366,199,0	(16,518,5) (1.75) (0.07)	16,164,5	1.69 0.04 43.8 0.4
	(359,492,0) (404,459,0) (22,095,5) (1.76) (0.07)	21,908,0	1.82 0.04 44.9 1.1	
24	382,363,5	21,240,5	1.69	0.05 45.5 0.6
25	408,947,5	26,584,0	1.76	0.07 47.0 1.5
	(404,459,0) (523,062,5) (22,095,5) (1.76) (0.07)	21,421,0	1.97 0.05 46.8 1.5	
26	431,225,5	22,278,0	1.82	0.06 47.0 △ 4.1
27	453,133,5	21,908,0	1.88	0.06 47.2 2.5
28	474,374,0	21,421,0	1.92	0.04 48.8 1.6
29	495,795,0	38,974,5	2.05	0.05 50.0 1.2
30	534,769,5	35,283,5	2.41	0.08 45.9 △ 4.1
	(523,062,5) (560,608,5) (27,267,5) (2.03) (0.06)	28,220,0	2.33 0.08 46.0 1.8	
合計 元 年	(560,608,5) (578,292,0) (25,839,0) (2.11) (0.06)	17,683,5	2.15 0.04 48.0 2.1	
2	(597,786,0) (595,706,0) (17,414,0) (2.20) (0.05)	19,494,0	2.20 0.05 47.0 0.6	
3	(613,958,0) (612,178,0) (16,172,0) (2.25) (0.05)	16,172,0	2.25 0.05 48.3 1.6	
4	(664,116,0) (704,610,0) (21,938,0) (2.38) (0.05)	27,148,5	2.41 0.08 50.1 1.8	
5	(704,610,0) (702,327,5) (24,866,0) (2.46) (0.05)	24,866,0	2.46 0.08 46.0 0.0	

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者

平成63年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成23年～平成24年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成24年～平成25年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成25年～平成26年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成26年～平成27年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成27年～平成28年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成28年～平成29年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成29年～平成30年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成30年～平成31年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成31年～平成32年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成32年～平成33年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成33年～平成34年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成34年～平成35年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成35年～平成36年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成36年～平成37年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成37年～平成38年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成38年～平成39年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成39年～平成40年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成40年～平成41年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成41年～平成42年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成42年～平成43年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成43年～平成44年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成44年～平成45年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成45年～平成46年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成46年～平成47年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成47年～平成48年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成48年～平成49年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成49年～平成50年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成50年～平成51年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成51年～平成52年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成52年～平成53年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成53年～平成54年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成54年～平成55年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成55年～平成56年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成56年～平成57年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成57年～平成58年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成58年～平成59年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成59年～平成60年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成60年～平成61年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成61年～平成62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成62年～平成63年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成63年～平成64年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成64年～平成65年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成65年～平成66年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成66年～平成67年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成67年～平成68年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

平成68年～平成69年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

精神障害者

（内）内は、それぞれ改正前（前年度）の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が30人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	
規模計	65,033 (100.0%)	41,631 (64.0%)	13,242 (20.4%)	4,904 (7.5%)	2,706 (4.2%)	2,218 (3.4%)	269 (0.4%)	50 (0.1%)
40-100人未満	37,525 (100.0%)	33,116 (88.3%)	4,409 (11.7%)	—	—	—	—	—
100-300人未満	19,060 (100.0%)	6,998 (36.7%)	7,245 (38.0%)	3,247 (17.0%)	1,201 (6.3%)	369 (1.9%)	—	—
300-500人未満	4,228 (100.0%)	830 (19.6%)	899 (21.3%)	953 (22.5%)	829 (19.6%)	705 (16.7%)	12 (0.3%)	—
500-1000人未満	2,687 (100.0%)	478 (17.8%)	503 (18.7%)	511 (19.0%)	477 (17.8%)	661 (24.6%)	56 (2.1%)	1 (0.0%)
1,000人以上	1,533 (100.0%)	269 (13.6%)	186 (12.1%)	193 (12.6%)	199 (13.0%)	483 (31.5%)	201 (13.1%)	49 (3.2%)
							13 (0.8%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合 (対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合 (対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1
山形	2.39	0.02	53.8	1.1
福島	2.43	0.02	55.3	0.5
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7
東京	2.30	0.01	31.1	0.6
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5
福井	2.72	0.11	58.4	1.7
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9
長野	2.47	0.00	55.3	0.6
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4
三重	2.52	0.00	57.7	0.1
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2
京都	2.47	0.04	49.0	0.3
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5
島根	2.89	0.00	66.7	0.4
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8
香川	2.38	0.07	57.7	2.5
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3
高知	2.60	0.07	55.9	0.2
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定による労働者数(注1)	③ 障害者の数		
			A. 重度身体障害者(注3)	B. 重度身体障害者(注3)	C. 重度知的障害者(注3)
特例子会社	631	57,564.0	12,032	888	28,535
	(614)	(51,958.0)	(11,673)	(825)	(25,940)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度身体障害者(注4)		
特例子会社	53,710.5	5,160	173	2,365	49	12,920.0
	(50,290.5)	(4,973)	(144)	(2,352)	(64)	(29)

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度身体障害者(注4)		
特例子会社	53,710.5	5,160	173	2,365	49	12,920.0
	(50,290.5)	(4,973)	(144)	(2,352)	(64)	(29)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.5%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることでいる。

詳細表

2 国、地方公共団体の機関における在職状況

(1) 国の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	機関数	法定雇用障害者の数 (注1)	③ 障害者の数			④ 法定雇用率 実雇用率 F \div ② \times 100 (注4)	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合 G \div 計 (注2)	⑥ 法定雇用率 達成機関の数 F \div ② \times 100 (注4)
			A. 重度身体障害者 B. 重度身体障害 C. 重度以外身 D. 重度身体障 E. 重度身体障害者 F. 計	G. うち新規雇用 分 (注4)	H. うち新規雇用 分 (注2)			
計	44	348,781.0	1,833 人	1,102 人	5,589 人	355 人	122 人	10,595.5 人
()	(44)	(339,750.0)	(1,845)	(1,072)	(5,433)	(350)	(116)	(10,428.0)
行政機関	38	319,331.5	1,634 人	1,072 人	5,114 人	353 人	122 人	9,691.5 人
()	(38)	(310,275.5)	(1,649)	(1,049)	(4,983)	(347)	(116)	(9,561.5)
立法機関	5	3,983.0	21 人	15 人	62 人	2 人	0 人	120.0 人
()	(5)	(3,995.5)	(24)	(13)	(56)	(2)	(0)	(118.0)
司法機関	1	25,466.5	178 人	15 人	413 人	0 人	0 人	784.0 人
()	(1)	(25,479.0)	(172)	(10)	(394)	(1)	(0)	(748.5)
計			1,833 人	1,102 人	5,589 人	355 人	122 人	10,595.5 人
			(1,845)	(1,072)	(5,433)	(350)	(116)	(10,428.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 情神障害者の数		
		a. 重度身体 b. 重度身体 c. 重度身体 d. 重度身体 e. 重度身体 f. 重度身体 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度身体 b. 重度身体 c. 重度身体 d. 重度身体 e. 重度身体 f. 重度身体 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度身体 b. 重度身体 c. 重度身体 d. 重度身体 e. 重度身体 f. 重度身体 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 b. 重度知的 c. 重度知的 d. 重度知的 e. 重度知的 f. 重度知的 g. うち新規雇 用分(注5)
計	10,595.5	1,810 人	243 人	2,160 人	286 人	45 人	6,188.5 人	603.5 人	23 人	57.5 人
()	(10,428.0)	(1,820)	(234)	(2,114)	(283)	(44)	(6,151.5)	(627.0)	(25)	(315.5)
行政機関	9,691.5	1,612 人	234 人	1,952 人	284 人	45 人	5,574.5 人	542.5 人	22 人	54.5 人
()	(9,561.5)	(1,626)	(229)	(1,906)	(280)	(44)	(5,549.0)	(570.0)	(23)	(303.5)
立法機関	120.0	20 人	2 人	18 人	2 人	0 人	61.0 人	3.0 人	1 人	0 人
()	(118.0)	(22)	(1)	(19)	(2)	(0)	(65.0)	(3.0)	(0)	(0)
司法機関	784.0	178 人	7 人	190 人	0 人	0 人	55.0 人	56.0 人	0 人	0 人
()	(748.5)	(172)	(4)	(189)	(1)	(0)	(537.5)	(54.0)	(3)	(3)
計										

[参考] 国の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実数

注1 ①の「障害者の数」とは②③④の計の数である。
2 ②③aの重度障害者については法台上、1人を2人に相当するものとしており、②③の計の数を算出するに当たりダブルカウントしている。
3 法令上、②③dの重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③eの重度の重度身体障害者、重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしており、②③のdの計の数を算出するに当たりダブルカウントしている。
4 ②③のac及びdは1週間の所定労働時間が530時間以上の職員、②③のbd及びdのdは1週間の所定労働時間が530時間以上30時間未満の職員、②③④のeは1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③gのうち新規雇用分は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

[2(1)②表の注]

注1 ①の「障害者の数」とは②③④の計の数である。
2 ②③aの重度障害者については法台上、1人を2人に相当するものとしており、②③のdの計の数を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③dの重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、1人を2人に相当するものとしており、②③のdの計の数を算出するに当たりダブルカウントしている。

4 ②③のac及びdは1週間の所定労働時間が530時間以上の職員、②③のbd及びdのdは1週間の所定労働時間が530時間以上30時間未満の職員、②③④のeは1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③gのうち新規雇用分は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

国機関	計	視覚障害	聴覚障害	言語・肢体不自由	肢體不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	胰臓機能障害	内臓機能障害
計	454	149	203	31	54	567	1,121	212	239	61	778	516	151	26	59	46

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.8%)

概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の数 法定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者 B.重度身体障害者の身重度知的障害者及び精神障害者 C.重度知的障害者 D.重度身体障害者 E.重度身体障害者 F.計	④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率 法定雇用率達成機関の割合
計	167	375,748.0	2,556 人 666 人 5,336 人 483 人 43 人 11,375.0 人	1,081.5 人 1,030.5 人 8,853.0 人 2,522.0 人 237.5 人 204.5 人	3.03 % 3.05 % 3.07 % 2.88 % 102 % 86.8 %	148 人 150 人 46 人 95.7 % 102 % 88.6 %
(168) (361,319.0) (2,536) (627) (5,065) (499) (34) (11,030.5) (1,041.5) (3.05) (150) (89.3)	(47) (280,855.5) (2,036) (418) (3,940) (308) (26) (8,597.0) (837.0) (3.06) (45) (95.7)	(120) (80,463.5) (500) (209) (1,125) (191) (8) (2,433.5) (204.5) (3.02) (105) (86.8)				

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	③ 重度知的障害者の数 b.重度知的障害者 a×2+b+c+d (注4)	④ 重度知的障害者 c.精神障害者の数 d.精神障害者 a×2+b+c+d (注4)	⑤ 重度知的障害者 e.精神障害者 a×2+b+c+d (注4)	⑥ 重度知的障害者 f.重度知的障害者 a×2+b+c+d (注4)
計	11,375.0 (11,030.5) (2,527)	2,546 人 286 人 2,912 人 404 人 23 人	8,504.5 人 8,460.5 人 494.0 人 441.5 人	9 人 9 人 4 人 5 人	256 人 233 人 79 人 77 人	70.5 人 83.5 人 317.5 人 294.5 人
都道府県 知事部局	8,933.0 (8,597.0) (2,028)	2,035 人 152 人 2,271 人 239 人 19 人	6,622.0 人 6,601.5 人 364.0 人 353.5 人	7 人 8 人 1 人 2 人	209 人 192 人 59 人 192 人	60.0 人 69.5 人 253.5 人 238.0 人
その他の 都道府県機関	2,522.0 (2,433.5) (499)	151 人 161 人 2,250 人 252 人 17 人	1,882.5 人 1,889.0 人 130.0 人 88.0 人	6 人 6 人 3 人 3 人	47 人 41 人 20 人 21 人	64.0 人 56.5 人 10.5 人 14.0 人

注 2(1)②の表と同じ

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

都道府県 の機関	内部障害		
	計	視覚障害 聴覚障害 視野障害	体幹機能障害 上肢機能障害 下肢機能障害 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 呼吸機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害
都道府県 の機関	6,173 194 191	472 57	1,632 343 40 1,081 493 216 39 30

※実人数

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	機関数	法定雇用障害者の数(注1)	法定雇用障害者の数(注1)		法定雇用率(注2)		法定雇用率(注2)		法定雇用率(注2)×100		法定雇用率(注2)×100
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注1)	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注1)	D. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注1)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注1)	F. $\frac{A}{A \times 2 + B + C + D} \times 100$	G. うち新規雇用分(注4)		
市町村の機関	2,470	1,456,454.5	8,592	2,021	19,150	1,253	321	39,142.0	3,976.5	2.69	1,716 69.5
	(2,488)	(1,363,140.5)	(8,451)	(1,766)	(18,049)	(1,219)	(214)	(37,433.5)	(3,626.5)	(2.75)	(1,769) (71.1)

注: 2(1)①の表と同じ

② 障害種別別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数		③ 精神障害者の数		④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度知的障害者(注4)	d. 重度知的障害者(注4)	e. 重度知的障害者(注4)	f. 重度知的障害者(注4)
市町村の機関	39,142.0	8,463	698	10,424	1,018	155	23,634.5
	(37,433.5)	(8,355)	(683)	(10,320)	(997)	(117)	(28,230.0) (1,818.0)
							(116) (46) (1,244) (222) (13) (1,639.5) (256.5)
							(6,485) (1,037) (84) (7,564.0) (1,552.0)

注: 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部別別の雇用身体障害者数

市町村の機関	計			視覚障害			聴覚又は平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢体不自由			内部障害					
	計	視覚障害	聴覚障害	視野障害	視野障害	視野障害	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	呼吸器機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	小腸機能障害	呼吸器機能障害	心臓機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
市町村の機関	20,758	500	526	1,684	1,684	1,684	2,692	5,887	165	1,119	1,050	558	3,668	1,732	95	685	154	97	146		

※実人数

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

注 2(1)の表と同様

卷之三

卷之三

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について表記入の場合を含めない。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法人人数	② 法定雇用障害者の数	③ 障害者の数			④ 法定雇用率 F=(②×100)÷(③×100)	⑤ 法定雇用率 F=(②×100)÷(③×100)
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度身体障害者		
計	377	528,687.5	2,971	709	7,250	304	134
()	(373) (471,294.0)	(2,923) (6,767) (627)	(1,368) (1,368) (333)	(1,368) (1,368) (328)	(1,368) (1,368) (328)	(1,368) (1,368) (328)	(1,368) (1,368) (328)
独立行政法人等 を除く	94	235,519.5	1,361	359	3,437	189	56
()	(94) (219,303.5)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)
国公立大学等 を除く	85	173,554.0	1,061	147	2,308	43	36
()	(86) (150,869.0)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)	(1,020) (1,020) (1,020)
地方独立行政法人等 を除く	198	118,614.0	549	203	1,505	72	42
()	(193) (101,121.5)	(535) (1,350) (1,350)	(1,350) (1,350) (1,350)	(1,350) (1,350) (1,350)	(1,350) (1,350) (1,350)	(1,350) (1,350) (1,350)	(1,350) (1,350) (1,350)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 障害者の数			③ 障害者の数			④ 障害者の数			⑤ 障害者の数		
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 (注4)	c. 重度身体障害者 (注4)	d. 重度身体障害者 (注4)	e. 重度身体障害者 (注4)	f. 重度身体障害者 (注4)	g. うち新規雇用分(注5)	h. うち新規雇用分(注5)	i. うち新規雇用分(注5)	j. うち新規雇用分(注5)	k. うち新規雇用分(注5)	l. うち新規雇用分(注5)
独立行政法人等 を除く	14,120.0	2,494	238	2,822	241	57	47	11	1,022	93	2	2,000.5	227.0
()	(13,419.0)	(2,480)	(223)	(2,753)	(210)	(37)	(20)	(15)	(1,039)	(63)	(0)	(1,982.5)	(180.5)
国公立大学等 を除く	6,460.5	1,211	128	1,555	149	25	4,320.0	381.0	(71)	(7)	(299)	40	0
()	(6,501.0)	(1,297)	(128)	(1,541)	(132)	(18)	(4,337.0)	(381.0)	(71)	(7)	(299)	(1,488)	(1,488)
地方独立行政法人等 を除く	4,616.5	732	45	732	38	14	2,266.0	205.5	329	3	826	5	2
()	(4,296.5)	(726)	(34)	(706)	(29)	(14)	(2,213.5)	(203.5)	(294)	(5)	(496)	(72.0)	(72.0)

③ 表の注

注1 「障害者の数」とは②③④の欄の計である。
注2 ②③a欄の「重度障害者」につきましては、法人上、1人を2人に対するものとしており、②③④の欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
注3 法令上、②③b欄の計以外の「重度身体障害者及び知的障害者」である短時間労働者や精神障害者、重度知的障害者及び精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者については、1人を2人に対するものとしており、②③④の欄の計を算出するに当たる0.5カウントしている。
注4 ②③のa-c欄及びdのc欄は7月1日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇用された障害者の数である。
注5 ②③のa-c欄及びdのc欄は令和6年6月1日現在の数である。
注6 ②③のa-c欄及びdのc欄は令和7年1月25日時点の集計結果に基づき作成した。

参考独立行政法人等における障害部別別の雇用身体障害者数	参考独立行政法人等における障害部別別の雇用身体障害者数		
	独立行政法人等	計	視覚障害
独立行政法人等	5,729	394	516
※実人数	700.0	147.5	700.0

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

参考独立行政法人等における障害部別別の雇用身体障害者数	参考独立行政法人等における障害部別別の雇用身体障害者数		
	独立行政法人等	計	視覚障害
独立行政法人等	5,729	394	516
※実人数	700.0	147.5	700.0

※「独立行政法人等には、障害部別別の雇用身体障害者数について未記入の場合には含まれない。

4 公的機関の状況

(1) 国の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	348,781.0	10,595.5	3.04	0.0	
行政機関合計	319,331.5	9,691.5	3.03	0.0	
内閣官房	1,608.5	49.0	3.05	0.0	
内閣法制局	83.0	2.0	2.41	0.0	
内閣府	3,726.5	112.0	3.01	0.0	
宮内庁	1,185.5	42.5	3.58	0.0	
公正取引委員会	1,053.0	32.0	3.04	0.0	
警察庁	2,998.0	86.0	2.87	0.0	
個人情報保護委員会	244.0	7.0	2.87	0.0	
カジノ管理委員会	186.0	5.0	2.69	0.0	
金融庁	1,811.0	53.0	2.93	0.0	
消費者庁	619.0	17.5	2.83	0.0	
こども家庭庁	603.0	17.0	2.82	0.0	
デジタル庁	1,117.5	32.5	2.91	0.0	
復興庁	148.5	8.0	5.39	0.0	
総務省	5,245.0	171.5	3.27	0.0	特例承認あり注4
法務省	33,707.5	1,029.0	3.05	0.0	
出入国在留管理庁	5,286.5	166.5	3.15	0.0	
公安調査庁	1,822.0	63.0	3.46	0.0	
外務省	7,108.0	200.5	2.82	0.0	
財務省	12,700.0	403.5	3.18	0.0	
国税庁	60,451.5	1,846.5	3.05	0.0	
文部科学省	2,944.0	84.5	2.87	0.0	特例承認あり注4
厚生労働省	60,150.0	1,844.5	3.07	0.0	
農林水産省	15,327.0	447.5	2.92	0.0	
林野庁	4,824.5	139.5	2.89	0.0	
水産庁	819.0	23.0	2.81	0.0	
経済産業省	6,754.5	200.0	2.96	0.0	特例承認あり注4
特許庁	3,570.5	102.5	2.87	0.0	
国土交通省	44,627.0	1,326.0	2.97	0.0	
観光庁	275.0	9.0	3.27	0.0	
気象庁	5,072.0	163.0	3.21	0.0	
運輸安全委員会	194.0	8.0	4.12	0.0	
海上保安庁	373.0	18.0	4.83	0.0	
環境省	3,054.5	93.0	3.04	0.0	
原子力規制委員会	1,240.0	36.5	2.94	0.0	
防衛省	24,598.0	729.5	2.97	0.0	
防衛装備庁	1,858.5	58.0	3.12	0.0	
人事院	675.5	22.0	3.26	0.0	
会計検査院	1,270.5	43.0	3.38	0.0	
立法機関合計	3,983.0	120.0	3.01	0.0	
衆議院事務局	1,605.5	48.0	2.99	0.0	
衆議院法制局	91.0	2.0	2.20	0.0	
参議院事務局	1,245.0	36.0	2.89	0.0	
参議院法制局	74.0	2.0	2.70	0.0	
国立国会図書館	967.5	32.0	3.31	0.0	
司法機関合計	25,466.5	784.0	3.08	0.0	
裁判所	25,466.5	784.0	3.08	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	公害等調整委員会	消防庁
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

(2) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	288,266.5	8,853.0	3.07	26.0	
北海道	13,492.5	398.5	2.95	0.0	
青森県	4,272.5	130.0	3.04	0.0	
岩手県	4,929.0	145.0	2.94	0.0	
宮城県	5,424.5	169.5	3.12	0.0	特例認定あり注4
秋田県	4,125.5	120.5	2.92	0.0	特例認定あり注4
山形県	7,828.0	249.5	3.19	0.0	特例認定あり注4
福島県	6,562.5	191.5	2.92	0.0	
茨城県	6,245.5	223.5	3.58	0.0	
栃木県	5,292.0	178.5	3.37	0.0	特例認定あり注4
群馬県	4,868.5	149.0	3.06	0.0	
埼玉県	7,861.0	233.0	2.96	0.0	
千葉県	9,289.0	280.5	3.02	0.0	特例認定あり注4
東京都	23,705.0	764.0	3.22	0.0	
神奈川県	8,732.0	263.0	3.01	0.0	特例認定あり注4
新潟県	5,837.0	180.5	3.09	0.0	特例認定あり注4
富山県	5,355.5	123.0	2.30	26.0	特例認定あり注4、注5
石川県	5,811.5	170.0	2.93	0.0	特例認定あり注4
福井県	4,781.0	158.0	3.30	0.0	
山梨県	4,066.5	138.0	3.39	0.0	
長野県	6,528.5	190.0	2.91	0.0	特例認定あり注4
岐阜県	5,550.0	168.0	3.03	0.0	
静岡県	6,411.0	184.0	2.87	0.0	特例認定あり注4
愛知県	10,275.0	306.0	2.98	0.0	
三重県	4,970.0	152.5	3.07	0.0	特例認定あり注4
滋賀県	5,782.0	167.5	2.90	0.0	特例認定あり注4
京都府	5,301.0	157.5	2.97	0.0	特例認定あり注4
大阪府	8,551.5	303.0	3.54	0.0	特例認定あり注4
兵庫県	7,141.5	204.5	2.86	0.0	特例認定あり注4
奈良県	4,156.5	126.0	3.03	0.0	特例認定あり注4
和歌山県	4,195.0	129.5	3.09	0.0	特例認定あり注4
鳥取県	3,822.5	134.5	3.52	0.0	特例認定あり注4
島根県	4,124.5	115.5	2.80	0.0	特例認定あり注4
岡山県	4,452.5	134.0	3.01	0.0	特例認定あり注4
広島県	5,373.0	168.0	3.13	0.0	特例認定あり注4
山口県	4,082.0	124.0	3.04	0.0	特例認定あり注4
徳島県	3,685.5	114.0	3.09	0.0	
香川県	5,325.0	152.5	2.86	0.0	特例認定あり注4
愛媛県	4,669.5	144.0	3.08	0.0	特例認定あり注4
高知県	4,072.0	130.5	3.20	0.0	特例認定あり注4
福岡県	8,003.0	279.0	3.49	0.0	特例認定あり注4
佐賀県	3,784.0	112.5	2.97	0.0	
長崎県	4,566.0	128.0	2.80	0.0	
熊本県	4,821.5	148.5	3.08	0.0	
大分県	4,269.0	128.0	3.00	0.0	
宮崎県	4,495.5	143.5	3.19	0.0	
鹿児島県	5,998.5	176.5	2.94	0.0	
沖縄県	5,381.5	166.0	3.08	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 富山県知事部局においては、12月1日時点において、障害者の数148.5人、実雇用率2.8%、不足数0.0人となっている。

6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

みなされることとなる機関(B)			
認定地方機関(A)			
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局	
秋田県	秋田県議会事務局	秋田県人事委員会事務局	秋田県監査委員事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局	
栃木県	栃木県企業局	栃木県議会事務局	
千葉県	千葉県議会事務局	千葉県監査委員事務局	
神奈川県	神奈川県監査事務局		
新潟県	新潟県議会事務局		
富山県	富山県企業局		
石川県	石川県議会事務局		
長野県	長野県企業局		
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局	
三重県	三重県議会事務局		
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁	
京都府	京都府公営企業	京都府議会事務局	
大阪府	大阪府議会事務局		
兵庫県	兵庫県議会事務局		
奈良県	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局
和歌山県	和歌山県議会事務局		
鳥取県	鳥取県企業局		
島根県	島根県企業局		
岡山県	岡山県企業局		
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局	
山口県	山口県企業局		
香川県	香川県病院局	香川県議会	
愛媛県	愛媛県議会事務局		
高知県	高知県議会事務局		
福岡県	福岡県議会事務局		

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	87,481.5	2,522.0	2.88	180.5	
北海道企業局	113.0	3.0	2.65	0.0	
北海道立病院局	443.5	8.0	1.80	4.0	
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	50.0	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,430.5	44.0	3.08	0.0	
青森県病院局	1,148.0	21.5	1.87	10.5	
青森県警察本部	386.0	15.0	3.89	0.0	
岩手県企業局	136.0	3.0	2.21	0.0	
岩手県医療局	5,031.0	99.0	1.97	41.0	
岩手県警察本部	401.0	12.5	3.12	0.0	
宮城県警察本部	636.0	26.0	4.09	0.0	
秋田県警察本部	380.5	12.5	3.29	0.0	
秋田県公営企業	119.0	5.0	4.20	0.0	
山形県警察本部	453.0	15.0	3.31	0.0	
福島県企業局	36.0	4.0	11.11	0.0	
福島県病院局	296.0	4.0	1.35	4.0	注4①
福島県警察本部	606.5	20.0	3.30	0.0	
福島県議会事務局	38.5	1.0	2.60	0.0	
茨城県企業局	212.0	8.0	3.77	0.0	
茨城県病院局	858.5	32.0	3.73	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
茨城県警察本部	662.0	20.0	3.02	0.0	
栃木県警察本部	588.0	21.0	3.57	0.0	
群馬県企業局	320.0	10.0	3.13	0.0	
群馬県病院局	1,065.0	30.5	2.86	0.0	
群馬県警察本部	539.5	18.5	3.43	0.0	
群馬県議会事務局	40.5	2.0	4.94	0.0	
埼玉県企業局	438.5	15.5	3.53	0.0	
埼玉県下水道局	131.5	4.0	3.04	0.0	
埼玉県議会事務局	69.5	2.0	2.88	0.0	
埼玉県警察本部	1,552.5	47.5	3.06	0.0	
千葉県企業局	1,252.0	37.0	2.96	0.0	
千葉県病院局	1,839.0	56.5	3.07	0.0	
千葉県競馬組合	63.0	1.0	1.59	0.0	
千葉県警察本部	1,561.0	47.5	3.04	0.0	
東京都議会議会局	159.5	5.0	3.13	0.0	
東京都人事委員会	63.5	5.0	7.87	0.0	
東京都監査事務局	90.0	5.0	5.56	0.0	
東京都交通局	2,751.5	95.5	3.47	0.0	
東京都水道局	2,947.0	83.0	2.82	0.0	
東京都下水道局	1,690.0	61.5	3.64	0.0	
警視庁	4,856.5	145.0	2.99	0.0	
東京消防庁	918.0	36.0	3.92	0.0	
神奈川県企業庁	1,005.0	34.0	3.38	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	278.0	6.0	2.16	1.0	注4②
神奈川県議会議会局	82.0	3.0	3.66	0.0	
神奈川県警察本部	2,230.0	77.0	3.45	0.0	
神奈川県川崎競馬組合	65.5	0.0	0.00	1.0	
新潟県企業局	109.5	4.0	3.65	0.0	
新潟県病院局	2,555.5	62.5	2.45	8.5	
新潟県警察本部	555.0	16.0	2.88	0.0	
富山県警察本部	416.5	11.5	2.76	0.0	
石川県警察本部	432.0	14.0	3.24	0.0	
福井県警察本部	406.5	17.0	4.18	0.0	
山梨県企業局	70.0	5.0	7.14	0.0	
山梨県警察本部	483.5	16.0	3.31	0.0	
長野県警察本部	606.5	23.5	3.87	0.0	
長野県議会事務局	41.5	1.0	2.41	0.0	
岐阜県警察本部	605.5	24.0	3.96	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	1,125.0	29.0	2.58	2.0	
静岡県警察本部	943.0	33.0	3.50	0.0	
愛知県企業庁	354.0	12.0	3.39	0.0	
愛知県病院事業庁	1,083.5	31.5	2.91	0.0	
名古屋港管理組合	457.0	14.0	3.06	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県競馬組合	62.0	1.0	1.61	0.0	
愛知県議会事務局	69.0	1.0	1.45	0.0	
愛知県警察本部	1,252.0	39.5	3.15	0.0	
三重県企業庁	133.5	7.0	5.24	0.0	
三重県病院事業庁	201.0	6.0	2.99	0.0	
四日市港管理組合	102.5	4.5	4.39	0.0	
三重県警察本部	459.0	18.5	4.03	0.0	
滋賀県議会事務局	42.0	1.0	2.38	0.0	
滋賀県警察本部	427.0	11.0	2.58	0.0	
京都府警察本部	736.5	24.5	3.33	0.0	
大阪府警察本部	2,392.0	73.5	3.07	0.0	
兵庫県企業庁	156.0	6.0	3.85	0.0	
兵庫県病院局	4,725.5	96.0	2.03	36.0	
兵庫県警察本部	1,042.5	34.5	3.31	0.0	
奈良県警察本部	401.0	14.0	3.49	0.0	
南和広域医療企業団	433.5	12.0	2.77	0.0	
和歌山県警察本部	407.5	13.5	3.31	0.0	
鳥取県病院局	1,202.5	34.0	2.83	0.0	
鳥取県警察本部	306.0	9.0	2.94	0.0	
島根県病院局	998.0	25.0	2.51	2.0	注4③
島根県警察本部	363.0	10.0	2.75	0.0	
岡山県警察本部	659.0	22.0	3.34	0.0	
広島県警察本部	614.0	18.5	3.01	0.0	
山口県議会事務局	46.5	1.0	2.15	0.0	
山口県警察本部	517.0	14.0	2.71	0.0	
徳島県企業局	127.5	4.0	3.14	0.0	
徳島県病院局	928.0	16.0	1.72	9.0	
徳島県警察本部	393.5	13.0	3.30	0.0	
香川県警察本部	442.0	14.0	3.17	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,988.0	58.5	2.94	0.0	
愛媛県警察本部	420.0	19.0	4.52	0.0	
高知県公営企業局	691.5	19.0	2.75	0.0	
高知県・高知市病院企業団	776.5	19.0	2.45	2.0	
高知県警察本部	369.0	12.0	3.25	0.0	
福岡県警察本部	1,075.5	27.5	2.56	2.5	注4④
佐賀県競馬組合	51.5	1.0	1.94	0.0	
佐賀県警察本部	348.0	10.5	3.02	0.0	
長崎県交通局	260.0	3.0	1.15	4.0	
長崎県病院企業団	1,642.5	36.0	2.19	9.0	
長崎県警察本部	504.0	17.5	3.47	0.0	
熊本県警察本部	516.0	20.0	3.88	0.0	
熊本県企業局	47.0	3.5	7.45	0.0	
熊本県病院局	74.5	3.0	4.03	0.0	
大分県企業局	97.5	0.0	0.00	2.0	
大分県病院局	648.0	19.0	2.93	0.0	
大分県警察本部	385.0	13.0	3.38	0.0	
宮崎県企業局	126.0	3.0	2.38	0.0	
宮崎県病院局	1,501.0	33.0	2.20	9.0	
宮崎県警察本部	409.5	15.0	3.66	0.0	
宮崎県議会事務局	39.5	1.0	2.53	0.0	
鹿児島県県立病院局	942.5	26.0	2.76	0.0	
鹿児島県警察本部	457.0	13.0	2.84	0.0	
沖縄県企業局	291.0	9.0	3.09	0.0	
沖縄県議会事務局	55.0	2.0	3.64	0.0	
沖縄県病院事業局	3,210.5	56.0	1.74	33.0	
沖縄県警察本部	506.5	17.0	3.36	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①福島県病院局においては、10月14日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率3.04%、不足数0.0人となっている。

②神奈川県内広域水道企業団においては、7月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。

③島根県病院局においては、11月1日時点において障害者の数27.0人、実雇用率2.71%、不足数0.0人となっている。

④福岡県警察本部においては、12月1日時点において、障害者の数30.5人、実雇用率2.84%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	706,254.0	16,304.5	2.31	2,976.5	
北海道	29,638.0	769.0	2.59	31.0	
青森県	10,472.0	244.5	2.33	37.5	
岩手県	10,326.0	208.0	2.01	70.0	
宮城県	12,773.5	325.5	2.55	18.5	
秋田県	7,896.5	217.0	2.75	0.0	
山形県	8,304.5	192.0	2.31	32.0	
福島県	14,786.5	265.5	1.80	133.5	
茨城県	21,815.5	632.5	2.90	0.0	
栃木県	14,209.0	341.5	2.40	41.5	
群馬県	14,065.5	342.5	2.44	36.5	
埼玉県	36,085.5	879.0	2.44	95.0	
千葉県	29,693.5	836.5	2.82	0.0	
東京都	59,409.0	993.0	1.67	611.0	
神奈川県	27,973.5	677.0	2.42	78.0	
新潟県	12,144.0	274.5	2.26	52.5	
富山県	8,211.0	172.5	2.10	48.5	
石川県	8,334.5	212.5	2.55	12.5	
福井県	6,615.5	192.5	2.91	0.0	
山梨県	6,425.0	195.0	3.04	0.0	
長野県	16,124.5	333.5	2.07	101.5	
岐阜県	15,573.5	370.5	2.38	49.5	
静岡県	15,745.0	384.5	2.44	40.5	
愛知県	33,510.0	585.0	1.75	319.0	
三重県	13,671.0	372.5	2.72	0.0	
滋賀県	11,103.5	288.5	2.60	10.5	注4
京都府	10,176.5	220.0	2.16	54.0	
大阪府	31,927.0	673.0	2.11	189.0	
兵庫県	25,529.5	440.0	1.72	249.0	
奈良県	8,049.0	192.5	2.39	24.5	
和歌山県	8,192.0	208.0	2.54	13.0	
鳥取県	5,772.5	156.5	2.71	0.0	
島根県	7,526.0	187.0	2.48	16.0	
岡山県	11,668.0	326.0	2.79	0.0	
広島県	12,811.0	358.5	2.80	0.0	
山口県	10,102.0	247.0	2.45	25.0	
徳島県	6,237.0	147.0	2.36	21.0	
香川県	7,499.0	207.0	2.76	0.0	
愛媛県	10,431.5	318.0	3.05	0.0	
高知県	7,023.0	212.0	3.02	0.0	
福岡県	21,080.5	355.5	1.69	213.5	
佐賀県	7,696.0	209.5	2.72	0.0	
長崎県	11,214.0	192.5	1.72	109.5	
熊本県	11,429.0	278.5	2.44	29.5	
大分県	9,602.5	277.5	2.89	0.0	
宮崎県	9,773.0	207.0	2.12	56.0	
鹿児島県	12,813.0	322.0	2.51	23.0	
沖縄県	14,796.0	264.5	1.79	134.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 滋賀県教育委員会においては、12月1日時点において、障害者の数304.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	410,073.5	11,257.0	2.75	604.0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	340.0	7.0	2.06	2.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	2,325.5	65.5	2.82	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	461.0	12.0	2.60	0.0	
海洋研究開発機構	926.5	25.0	2.70	0.0	
科学技術振興機構	1,589.5	40.0	2.52	4.0	注5②
建築研究所	137.5	6.0	4.36	0.0	
国際農林水産業研究センター	295.5	9.5	3.21	0.0	
国立環境研究所	839.0	25.0	2.98	0.0	
国立がん研究センター	3,066.0	86.0	2.80	0.0	
国立循環器病研究センター	1,496.5	39.5	2.64	1.5	
国立成育医療研究センター	1,462.0	36.0	2.46	4.0	注5③
国立精神・神経医療研究センター	1,016.5	32.0	3.15	0.0	
国立長寿医療研究センター	728.0	20.5	2.82	0.0	
産業技術総合研究所	5,310.0	173.5	3.27	0.0	
情報通信研究機構	1,370.0	36.0	2.63	2.0	注5④
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,218.0	36.0	2.96	0.0	
森林研究・整備機構	1,234.0	42.0	3.40	0.0	
水産研究・教育機構	1,483.5	42.5	2.86	0.0	
土木研究所	582.5	20.0	3.43	0.0	
日本医療研究開発機構	700.0	23.0	3.29	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,087.5	117.0	2.86	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,590.5	138.5	3.02	0.0	
物質・材料研究機構	1,287.5	36.5	2.83	0.0	
防災科学技術研究所	361.5	12.0	3.32	0.0	
理化学研究所	4,182.5	123.5	2.95	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,514.0	40.5	2.68	1.5	
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	注4
医薬品医療機器総合機構	1,452.5	43.0	2.96	0.0	
エネルギー・金属鉱物資源機構	924.5	26.0	2.81	0.0	
海技教育機構	358.5	11.0	3.07	0.0	
家畜改良センター	846.5	24.5	2.89	0.0	
環境再生保全機構	215.0	6.0	2.79	0.0	
教職員支援機構	71.0	4.0	5.63	0.0	
勤労者退職金共済機構	321.5	10.0	3.11	0.0	
空港周辺整備機構	—	—	—	—	注4
経済産業研究所	89.0	2.0	2.25	0.0	
工業所有権情報・研修館	207.5	4.0	1.93	1.0	注5⑤
航空大学校	124.5	5.0	4.02	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,233.5	257.5	4.13	0.0	
国際観光振興機構	262.5	8.0	3.05	0.0	
国際協力機構	3,160.0	82.0	2.59	6.0	注5⑥
国際交流基金	627.0	18.0	2.87	0.0	
国民生活センター	218.0	7.0	3.21	0.0	
国立印刷局	4,000.0	136.0	3.40	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,654.5	151.0	2.67	7.0	注5⑦
国立公文書館	173.0	5.0	2.89	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	253.0	8.0	3.16	0.0	
国立女性教育会館	47.5	0.0	0.00	1.0	
国立青少年教育振興機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	86.0	3.0	3.49	0.0	
国立美術館	356.0	8.0	2.25	1.0	注5⑧
国立病院機構	62,855.5	1,619.5	2.58	139.5	
国立文化財機構	822.5	25.0	3.04	0.0	
自動車技術総合機構	1,550.5	45.0	2.90	0.0	
自動車事故対策機構	461.5	10.5	2.28	1.5	注5⑨
住宅金融支援機構	1,002.0	31.0	3.09	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
酒類総合研究所	72.0	2.0	2.78	0.0	
情報処理推進機構	472.0	15.5	3.28	0.0	
製品評価技術基盤機構	645.0	18.5	2.87	0.0	
造幣局	922.5	30.0	3.25	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	196.0	7.0	3.57	0.0	
大学入試センター	135.0	5.0	3.70	0.0	
地域医療機能推進機構	21,953.5	544.0	2.48	70.0	
中小企業基盤整備機構	1,100.0	35.0	3.18	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	313.0	10.0	3.19	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,586.5	55.0	3.47	0.0	
統計センター	864.0	18.0	2.08	6.0	
都市再生機構	3,714.0	109.0	2.93	0.0	
日本学術振興会	275.0	7.0	2.55	0.0	
日本学生支援機構	740.0	17.0	2.30	3.0	
日本芸術文化振興会	422.0	12.0	2.84	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4
日本スポーツ振興センター	815.5	24.0	2.94	0.0	
日本貿易振興機構	1,546.5	37.5	2.42	5.5	注5⑩
農業者年金基金	87.0	3.0	3.45	0.0	
農畜産業振興機構	254.0	7.0	2.76	0.0	
農林漁業信用基金	110.0	3.0	2.73	0.0	
農林水産消費安全技術センター	630.0	17.0	2.70	0.0	
福祉医療機構	308.0	11.0	3.57	0.0	
北方領土問題対策協会	37.0	0.0	0.00	1.0	
水資源機構	1,577.5	45.5	2.88	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	44.0	1.0	2.27	0.0	
労働者健康安全機構	16,728.5	486.0	2.91	0.0	
労働政策研究・研修機構	147.5	8.0	5.42	0.0	
年金積立金管理運用	193.5	5.0	2.58	0.0	
北海道大学	5,787.0	124.5	2.15	37.5	
北海道教育大学	708.5	22.0	3.11	0.0	
室蘭工業大学	268.0	9.0	3.36	0.0	
北海道国立大学機構	674.0	18.0	2.67	0.0	
旭川医科大学	1,571.0	34.0	2.16	9.0	
弘前大学	2,109.0	50.0	2.37	9.0	
岩手大学	725.0	24.0	3.31	0.0	
東北大学	7,658.0	219.5	2.87	0.0	
宮城教育大学	258.0	6.0	2.33	1.0	
秋田大学	1,945.0	46.0	2.37	8.0	
山形大学	2,232.0	56.5	2.53	5.5	
福島大学	503.0	17.5	3.48	0.0	
茨城大学	739.5	21.0	2.84	0.0	
筑波大学	4,517.5	126.0	2.79	0.0	
筑波技術大学	160.0	27.0	16.88	0.0	
宇都宮大学	634.5	18.5	2.92	0.0	
群馬大学	2,554.5	63.0	2.47	8.0	
埼玉大学	735.5	21.0	2.86	0.0	
千葉大学	3,754.0	105.5	2.81	0.0	
東京大学	11,707.0	297.5	2.54	29.5	
東京外国语大学	374.0	10.0	2.67	0.0	
東京科学大学	5,240.5	117.5	2.24	28.5	
東京学芸大学	819.5	20.5	2.50	1.5	
東京農工大学	772.0	22.0	2.85	0.0	
東京芸術大学	521.0	11.0	2.11	3.0	
東京海洋大学	407.5	12.0	2.94	0.0	
お茶の水女子大学	421.0	12.0	2.85	0.0	
電気通信大学	525.5	14.0	2.66	0.0	
一橋大学	715.0	23.0	3.22	0.0	
横浜国立大学	994.0	27.0	2.72	0.0	
新潟大学	3,227.0	97.5	3.02	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
長岡技術科学大学	395.0	11.0	2.78	0.0	
上越教育大学	255.0	7.0	2.75	0.0	
富山大学	2,547.0	65.0	2.55	6.0	注5⑪
金沢大学	3,214.0	90.5	2.82	0.0	
福井大学	2,101.5	45.0	2.14	13.0	
山梨大学	2,179.0	52.5	2.41	8.5	
信州大学	2,877.5	74.5	2.59	5.5	
静岡大学	1,125.0	27.0	2.40	4.0	
浜松医科大学	1,906.0	45.0	2.36	8.0	
東海国立大学機構	8,076.5	217.5	2.69	8.5	
愛知教育大学	511.5	15.0	2.93	0.0	
名古屋工業大学	551.5	15.0	2.72	0.0	
豊橋技術科学大学	351.5	13.5	3.84	0.0	
三重大学	2,573.5	62.0	2.41	10.0	
滋賀大学	405.5	11.5	2.84	0.0	
滋賀医科大学	1,708.0	42.0	2.46	5.0	
京都大学	8,003.0	233.5	2.92	0.0	
京都教育大学	326.5	8.0	2.45	1.0	注5⑫
京都工芸繊維大学	432.0	9.0	2.08	3.0	注5⑬
大阪大学	7,455.5	208.5	2.80	0.0	
大阪教育大学	626.5	19.0	3.03	0.0	
兵庫教育大学	285.0	8.0	2.81	0.0	
神戸大学	4,371.5	106.0	2.42	16.0	
奈良国立大学機構	632.5	17.0	2.69	0.0	
和歌山大学	409.5	11.5	2.81	0.0	
鳥取大学	2,487.5	58.0	2.33	11.0	
島根大学	2,385.0	66.5	2.79	0.0	
岡山大学	4,023.0	112.5	2.80	0.0	
広島大学	4,572.5	128.0	2.80	0.0	
山口大学	2,871.5	87.0	3.03	0.0	
徳島大学	2,644.0	78.0	2.95	0.0	
鳴門教育大学	287.5	8.0	2.78	0.0	
香川大学	2,305.0	64.0	2.78	0.0	
愛媛大学	2,552.5	65.5	2.57	5.5	
高知大学	2,056.5	51.0	2.48	6.0	
福岡教育大学	371.5	10.0	2.69	0.0	
九州大学	6,547.0	164.5	2.51	18.5	
九州工業大学	698.5	16.0	2.29	3.0	
佐賀大学	2,139.5	53.5	2.50	5.5	
長崎大学	3,356.0	97.0	2.89	0.0	
熊本大学	2,956.5	88.0	2.98	0.0	
大分大学	2,133.5	47.5	2.23	11.5	
宮崎大学	2,205.5	55.0	2.49	6.0	
鹿児島大学	2,964.0	78.0	2.63	4.0	注5⑭
鹿屋体育大学	146.5	5.0	3.41	0.0	
琉球大学	2,499.5	63.0	2.52	6.0	注5⑮
政策研究大学院大学	150.5	1.0	0.66	3.0	
総合研究大学院大学	85.5	2.0	2.34	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	315.5	8.0	2.54	0.0	
奈良先端科学技術大学院大学	428.0	12.0	2.80	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	985.5	32.0	3.25	0.0	
自然科学研究機構	1,203.5	36.5	3.03	0.0	
情報・システム研究機構	919.5	24.0	2.61	1.0	注5⑯
人間文化研究機構	685.0	17.5	2.55	1.5	注5⑰
日本司法支援センター	1,202.5	31.5	2.62	1.5	
日本私立学校振興・共済事業団	1,709.5	52.0	3.04	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	257.0	7.0	2.72	0.0	
株式会社 国際協力銀行	771.0	25.0	3.24	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,422.5	254.0	3.02	0.0	
株式会社 日本貿易保険	276.5	9.0	3.25	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
沖縄科学技術大学院大学学園	820.0	14.0	1.71	8.0	
国立健康危機管理研究機構	3,250.5	67.5	2.08	23.5	
日本年金機構	23,209.0	685.5	2.95	0.0	
福島国際研究教育機構	119.0	1.0	0.84	2.0	
全国健康保険協会	4,797.5	144.0	3.00	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては、労働者数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所においては、11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

②科学技術振興機構においては、9月30日時点において、障害者の数45.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。

③国立成育医療研究センターにおいては、10月29日時点において、障害者の数41.0人、実雇用率2.87%、不足数0.0人となっている。

④情報通信研究機構においては、8月1日時点において、障害者の数39.0人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。

⑤工業所有権情報・研修館においては、8月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.39%、不足数0.0人となっている。

⑥国際協力機構においては、10月29日時点において、障害者の数91.0人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。

⑦国立高等専門学校機構においては、10月1日時点において、障害者の数169人、実雇用率2.97%、不足数0.0人となっている。

⑧国立美術館においては、11月26日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.77%、不足数0.0人となっている。

⑨自動車事故対策機構においては、12月1日時点において、障害者の数14.5人、実雇用率3.05%、不足数0.0人となっている。

⑩日本貿易振興機構においては、11月1日時点において、障害者の数44.5人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。

⑪富山大学においては、9月1日時点において、障害者の数74.0人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。

⑫京都教育大学においては、12月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている。

⑬京都工芸繊維大学においては、10月1日時点において、障害者の数12.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。

⑭鹿児島大学においては、12月1日時点において、障害者の数84.0人、実雇用率2.83%、不足数0.0人となっている。

⑮琉球大学においては、9月18日時点において、障害者の数70.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。

⑯情報・システム研究機構においては、9月16日時点において、障害者の数25.0人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。

⑰人間文化研究機構においては、12月1日時点において、障害者の数19.5人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。

6 法人の掲載順位は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。